



国土交通省中国地方整備局
山口河川国道事務所

資料提供先

山口県政記者クラブ
山口県政記者会
山口県政滝町クラブ

お知らせ

佐波川流域の特定都市河川指定に向けて広報を開始します ～令和8年3月の指定を目標～

佐波川流域では水害に強いまちづくりを目指して「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」を令和8年3月を目標に指定するための手続きを進めています。

指定と同時に、一定の雨水浸透阻害行為に対して山口県知事の許可が必要になり、雨水の流出抑制対策が義務化される等、流域の皆様にかかわる内容について広報を行います。

【問い合わせ先】 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所
副 所 長（河川） みつい しんすけ 光井 伸典
【担 当】 河川管理課長 くまもと かつふみ 熊本 勝史
電話番号 （0835）22-1890

事業について詳しくはホームページをご覧ください。



最新情報などを配信しています。 佐波川の日々の情報を配信しています。

X(旧Twitter)



Facebook



Instagram



佐波川の日々の情報をX(旧ツイッター)で配信しています。



チラシ表

佐波川流域では水害に強いまちづくりを目指して
令和8年3月を目標に「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」へ
指定するための手続きを進めています。

なぜ佐波川流域を指定するの？

近年、全国各地で毎年のように水災害が発生しており、佐波川流域でも、平成21年7月の洪水(平成21年7月中国・九州北部豪雨)により甚大な浸水被害が発生しました。さらに今後も、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が予想されることから、佐波川流域では、流域の関係者が連携・協働して水災害を軽減する「流域治水」に取り組んでいます。水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するため、「特定都市河川」への指定手続きを進めています。



平成21年7月洪水による浸水の様子

特定都市河川に指定されるとどうなるの？

堤防の整備や河道掘削等の河川改修工事を加速するとともに、流域全体での雨水貯留・浸透機能の向上や、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを含めた浸水被害対策を推進します。特定都市河川に指定されると同時に、流域内において1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、その他の土地から流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う際には、山口県知事の許可が必要となり、雨水流出を抑制するための対策工事が義務付けられます。

「流域治水」とは？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

佐波川水系流域図



PC・スマートフォンでの確認はコチラから
佐波川水系流域図:
https://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/news/pdf/R7/sa_ba_suikeinyuikizu.pdf



凡例
● 指定を行おうとする河川
■ 指定を行おうとする流域
■ 指定を行わない河川
■ 佐波川流域
--- 行政界



出典:国土地理院発行の地形図を加工

チラシ裏

特定都市河川流域で1,000m²以上の雨水浸透阻害行為を行う際には

雨水流出抑制のための許可及び対策工事が義務化されます。

- 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、その他の土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）を行う際には、山口県知事の許可が必要になります。
- 許可にあたっては、技術基準に沿った雨水の流出抑制対策が義務付けられます。
- 許可を受けずに雨水浸透阻害行為を行った場合は罰則があります。

許可が必要となる雨水浸透阻害行為の例 (面積が1,000m²以上の場合)

1 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



2 土地の舗装



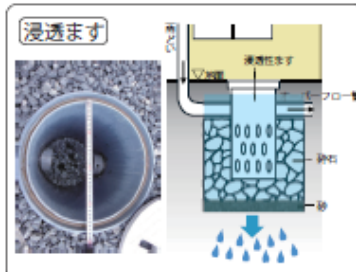
3 排水施設を伴うゴルフ場、運動場の設置



4 ローター等により土地を締め固める行為



雨水貯留浸透施設の例



「特定都市河川浸水被害対策法」や「流域治水」に関するより詳細な情報はコチラから

国土交通省ウェブサイト：

<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>

(特定都市河川の指定による流域治水の本格的実施・国土交通省)



お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 河川管理課 / TEL.0835-22-1890
山口県 土木建築部 河川課 / TEL.083-933-3770
防府市 河川港湾課 / TEL.0835-25-2429
山口市 河川治水課 / TEL.083-934-2837
周南市 河川港湾課 / TEL.0834-22-8561

ポスター

佐波川流域では水害に強いまちづくりを目指して
令和8年3月を目標に「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」へ
指定するための手続きを進めています。

なぜ佐波川流域を指定するの？

近年、全国各地で毎年のように水災害が発生しており、佐波川流域でも、平成21年7月の洪水(平成21年7月中国・九州北部豪雨)により甚大な浸水被害が発生しました。さらに今後も、気候変動の影響により水災害の激甚化・頻発化が予想されることから、佐波川流域では、流域の関係者が連携・協働して水災害を軽減する「流域治水」に取り組んでいます。水害に強いまちづくりを目指して、流域治水を本格的に実践するため、「特定都市河川」への指定手続きを進めています。



平成21年7月洪水による浸水の様子

特定都市河川に指定されるとどうなるの？

堤防の整備や河道掘削等の河川改修工事を加速するとともに、流域全体での雨水貯留・浸透機能の向上や、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを含めた浸水被害対策を推進します。特定都市河川に指定されると同時に、流域内において1,000m²以上の雨水浸透阻害行為(宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、その他の土地から流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う際には、山口県知事の許可が必要となり、雨水流出を抑制するための対策工事が義務付けられます。

「流域治水」とは？

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川整備等の加速化に加え、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

佐波川水系流域図



「特定都市河川浸水被害対策法」や「流域治水」に関するより詳細な情報はコチラから
国土交通省ウェブサイト：
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html>
(特定都市河川の指定による流域治水の本格的実践・国土交通省)

お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局
山口河川国道事務所 河川管理課 / TEL:0835-22-1890
山口県土木建築部 河川課 / TEL:083-933-3770
防府市 河川港湾課 / TEL:0835-25-2429
山口市 河川治水課 / TEL:083-934-2837
周南市 河川港湾課 / TEL:0834-22-8561



出典:国土地理院発行の地形図を加工